

第5次北海道食育推進計画

(どさんこ食育推進プラン)

<素案>

令和5年11月
北海道

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 社会情勢の変化	3

第2章 北海道の食育の現状と課題

1 食育に対する理解と取組	4
2 道民の食生活と健康への影響	4
3 食品ロスの削減	4
4 地産地消	5
5 食育の担い手と地域の推進基盤	6

第3章 食育の推進方針

1 推進の考え方	7
2 分野ごとの推進方針	7
3 施策の体系	8
4 ライフステージに応じた食育のポイント	9

第4章 推進施策

1 健全な食生活の実践	10
2 食に関する知識の習得	12
3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	18
4 数値目標（指標）	19

第5章 計画の推進体制

1 関係者の役割分担	20
2 地域における推進体制	22
3 全道的な推進体制	22

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

国が平成17年に制定した「食育基本法」では、「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられており、「食育」の目的は、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。もとより、食育はあらゆる世代の道民に必要なものですが、子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであることから、持続的に道民運動として取り組んでいく必要があります。

こうした中、北海道では、平成17年（2005年）4月に「北海道食の安全・安心条例」を施行し、条例で規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として全国に先駆けて、平成17年（2005年）12月に「北海道食育推進行動計画」を作成し、後継の計画として、第2次から4次の「北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進してきました。

また、環境保全への社会的関心の高まりから、「第4次北海道食育推進計画」において取組を推進していた食品ロス削減については、国が令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定したことなどから、食品ロス削減に向け効果的な施策を持続的に推進するため、令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

北海道の食育については、これまでの4次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、野菜の摂取量が少ないなどの道民の食生活、地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により対面型、体験型の取組が行えなくなった間に取組主体の担い手の減少や高齢化が進み、体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

こうした課題や食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、北海道の食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定します。

なお、本計画は、平成27年国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

2 計画の位置付け

第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）は、北海道食の安全・安心条例に基づいて策定した「北海道食の安全・安心基本計画」のもとで同条例第25条第1項に基づき食育を具体的に進めるための「施策別計画」として策定したものです。

また、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画としても位置付けられるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

4 社会情勢の変化

(1) 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大

世界の食料需給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的に逼迫が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。

(2) 食生活等の変化

食料消費支出において、外食や中食（調理食品、加工食品）の利用が増えたことから、生鮮食品の利用割合が3割に満たない水準まで減少するなど、食の外部化や簡便化が進展している一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で料理を作ったり自宅で食事を食べたりする機会が増えたことで、若い世代を含めた幅広い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組むきっかけになることが期待されます。

また、スマートフォンの普及に加え、自宅で過ごす時間が増えたことなどから、消費者のデジタルメディアに接する時間は増え、SNS等での情報が消費や購買行動に影響を与えています。

(3) 食品アクセスの問題の顕在化

我が国の経済成長が停滞する中で、物価の高騰が進んでおり、国民が等しく物理的・社会的・経済的に安定して食料を入手し、健康的な食生活の実現に支障となる恐れが生じています。

また、人口の減少・高齢化が進行し、小売業や物流の採算がとれない地域を中心に、食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等が発生しており、さらに「物流の2024年問題」による物流コストの増加は不可避と見られることから、問題はより深刻化することも考えられます。

(4) 高齢化率の上昇

高齢者の人口は、全国的に増え続けており、主要国の中でも最も高い状況となっています。北海道では、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均よりも高く、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。

また、令和元年における道民の平均寿命は、男女とも全国平均より短く、日常生活に制限のない期間である健康寿命との差は、男性では9.20年、女性では12.07年となっています。

第2章 北海道の食育の現状と課題

1 食育に対する理解と取組

- 道が実施したアンケート調査によると道民のうち食育に関心があると回答している割合は、平成24年度以降、減少傾向で推移しており、目標としている9割に届いていません。(農：食品政策課)
- 令和元年(2019年)まで順調に推移していた市町村や学校、団体・ボランティアが実施する食育活動の取組件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対面型、体験型の取組が実施できなくなり、大幅に減少しました。最近は徐々に回復傾向にあるものの、団体・ボランティアが主体の取組は、回復に遅れが見られます。(農：食品政策課)

2 道民の食生活と健康への影響

- 野菜の習慣的な摂取量の平均値は264gとなっており、1日当たりの目標値350gを下回っています。(保：地域保健課)
- 果物の習慣的な摂取量の平均値は129gとなっており、1日当たりの目標値200gを下回っています。(保：地域保健課)
- 食塩の習慣的な摂取量は、12.7gとなっており、目標値の7g以下を上回っています。(保：地域保健課)
- 肥満者の割合は、40～74歳男性では41.4%、同女性では24.4%と、全国平均を上回っており、改善が必要です。(保：地域保健課)
- 児童生徒(小学生、中学生)が毎日朝食を食べる割合は減少傾向であり、全国平均を下回る状況が続いています。(教：社会教育課)
- 歯の健康は、12歳児(中学1年生)の永久歯1人平均むし歯の数が、全国平均より多いものの、減少傾向で推移しています。(教：健康・体育課)

3 食品ロスの削減（農：食品政策課）

- 地球規模の気候変動の影響の顕在化などから、近年、国際的に食品ロス削減をはじめとする持続的な開発目標（SDGs）への関心が高まっています。

本来は食べられるのに捨てられている「食品ロス」は、国の推計は全国で523万トン（令和3年度）発生し、国民1人当たり換算すると、1年間で42kgを廃棄していることとなります。

内訳は、事業系廃棄物に由来するものが279万トン、家庭系廃棄物に由来するものが244万トンとなっています。

- 食品ロス発生の内訳は、「家庭」が最も多く、食品製造業、外食産業が続いています。
- 家庭系では、食品廃棄物のうち、全体の約3分の1が食べ残しや直接廃棄（食品を未利用のまま捨てること）などによる食品ロスとなっています。
- 道民の食品ロスに関するアンケート調査から、約8割の道民がこの問題を認識していることがわかります。
また、家庭における食品ロスの発生頻度は、道民の7割が「頻繁に出る」、「たまに出る」と回答しています。
- 食品ロス削減に向けて何らかの取組を行っている割合は、家庭では65%、外食時では59%となっており、食品ロスの問題を知っていても取組の実践に踏み出していない例が存在していることから、引き続き、食品ロス削減に向けた普及啓発が必要です。

4 地産地消

- 本道の供給熱量ベースの食料自給率は、令和3年度では223%（概算値）と5年連続で全国一となる一方、全国の食料自給率は38%と諸外国と比べても低い水準となっており、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に向けては、本道の役割は大きくなっています。（農：農政課）
- 学校給食では、主食（米・パン・めん）、牛乳は、ほぼすべて北海道産食材が活用されるなど、地場産物の活用割合（金額ベース）は、全国平均を上回っています。

(教：健康・体育課)

- 道産食材を使用したこだわりの料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン（外食店・宿泊施設）」は、320店舗となっています。（農：食品政策課）
- 道産小麦を使用した商品を積極的に販売・提供する麦チェーンサポーター店は、パン・菓子店を中心に339店舗となっています。（令和5年3月末現在）（農：食品政策課）

5 食育の担い手と地域の推進基盤

- 市町村食育推進計画の作成率は年々増加していますが、全国平均を下回る状況が続いており、地域関係者の連携とネットワーク構築の基盤として策定、更新の促進に向けた取組が必要です。（農：食品政策課）
- 児童生徒の栄養指導及び管理を行う栄養教諭の配置数は全国で一番多くなっています。（教：健康・体育課）
- 高齢化や後継者不足などにより、食育の担い手となる食生活改善推進員、農業者・漁業者は年々減少しています。（農：食品政策課、保：地域保健課、水：水産経営課）
- その土地ならではの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化を生かした北海道らしい食づくりを行っている食づくり名人の登録者数は、横ばいで推移しています。登録者の高齢化が進んでいることなどを踏まえ、地域の伝統的な食文化の継承に向けた人材確保が必要です。（農：食品政策課）

第3章 食育の推進方針

1 推進の考え方

平成17年に「北海道食育推進行動計画」が策定されて以降、道内各地では様々な主体による食育の活動が広がっており、食育は道民の中に着実に根付いてきています。

一方で、野菜の摂取量が少ないなどの道民の食生活、地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による食育活動の中断からの回復の遅れといった新たな課題も出てきています。

第5次北海道食育推進計画では、食育をめぐるこれらの課題や、食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢変化を踏まえ、「子ども及び子育て世代の食育の推進」と「食に関わる関係機関、団体を含め、道民の皆様との連携とネットワークによる推進体制の強化」を重点的に推進することとし、食育に関する取組を3つの分野に整理して効果的に推進します。

2 分野ごとの推進方針

(1) 健全な食生活の実践

道民の食生活の課題である野菜の摂取不足や朝食の欠食は、肥満や生活習慣病と関連が深く、成人の肥満者の割合は、全国平均と比べても高い状況です。

このため、食品アクセスの課題に留意しながら、全ての道民が栄養バランスを考えた食事や規則正しい食生活を実践できることを目指し取組を推進します。

(2) 食に関する知識の習得

健全な食生活を実践するためには、道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境との関係、食品の持つ栄養や機能性など、様々な視点から食に関する正しい知識を得て、食を選択する力を習得する必要があります。

このため、食料安全保障のリスクの増大も踏まえながら、食材が食卓に上がるまでの過程に関する知識の習得に向けた体験活動等を促進・支援します。

(3) 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

食育は様々な分野の多様な主体が取り組んでおりますが、地域の食育を担うボランティアなどの減少や高齢化による食育の担い手の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による食育活動の中断からの回復の遅れが課題となっています。

このため、食育の担い手育成に向けた取組を推進するとともに、食に関わる関係者の連携とネットワークを強化します。

3 施策の体系

「子ども及び子育て世代の食育」と「食に関わる関係者の連携とネットワークの強化」を重点事項とし、3つの分野ごとに取組の柱と小柱を立て、食料安全保障のリスクの増大や食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化に配慮しながら取組を進めます。

< 3つの分野 >

< 取組の柱 >

< 小柱 >



4 ライフステージに応じた食育のポイント

食育は、子どもから高齢者まであらゆる世代が生涯を通じて取り組むべきものでありますが、食に関する環境や課題は世代毎に異なるため、ライフステージに応じた食育を推進する必要があります。（年齢は目安）

（１）乳・幼児期（０～４歳）

家族や友達と一緒に食事をしたり、食事のお手伝いをするなど様々な経験を通して、食べることの楽しさや大切さを知り、食への興味や関心を持たせることが必要です。

（２）学童・思春期（５～１５歳）

この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、学校と家庭が連携、協働し、学校給食などを通じて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践していく能力を育むことが必要です。

（３）青年期（１６～２４歳）

進学や就職など生活環境の変化が食生活に大きな影響を与える時期であり、周囲との関わりや体験などを通じて、食に関する理解や関心を深め、自ら食生活の改善に取り組んでいくことが必要です。

（４）成人期（２５～６４歳）

心身ともに充実する時期であり、食に関する幅広い知識や経験を身に付け、食を楽しみながら、健全な食生活を実践することが必要です。

健康に対する関心が高まる時期であり、これまでに得た食に関する様々な知識や経験を生かし、食を楽しみながら、生活習慣病などを予防し、体調にあった食生活を実践することが必要です。

（５）高齢期（６５歳以上）

高齢期のやせや低栄養は要介護や死亡のリスクにつながることから、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、体調に配慮しつつ、適切に栄養を取り、適正体重を維持する食生活を実践することが必要です。

第4章 推進施策

1 健全な食生活の実践

(1) 栄養バランスを考えた食事の実践

ア 乳・幼児期からの食育の推進（保：地域保健課）

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の使用の普及に努めます。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

イ 食生活に関する正しい知識の普及（保：地域保健課）

- ① 望ましい食習慣の普及を図るため、「北海道版食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）の活用を推進します。
- ② 健康情報発信や健康に配慮したオーダー対応をはじめとした外食店等での健康づくりをサポートする取組を行います。
- ③ スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、バランスのとれた食生活の実践ができるよう食環境整備を推進します。

ウ 魚食の普及（水：水産経営課）

- ① 魚食習慣の定着を図るため、水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。

エ 学校給食を活用した食に関する指導の充実（教：健康・体育課）

- ① 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、学校給食の食事内容の充実に努めるとともに、給食の時間と各教科等の指導内容を相互に関連付けた食に関する指導の充実に努める取組を推進します。

オ 子育て世代や若い世代向け料理教室等の開催（農：食品政策課）

- ① 健全な食生活の実践のため、子育て世代（親子）や若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。

(2) 規則正しい食生活の実践

ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進（教：社会教育課）

- ① 子どもたちの生活習慣の改善に資するため、毎年7～8月、12～1月を「早寝早起き朝ごはん」運動啓発強化期間と設定して各種イベント等を実施するほか、フォーラムや研修会の開催、生活リズムチェックシートの活用を推進します。

イ 乳・幼児期からの食育の推進（再掲）（保：地域保健課）

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の活用を推進します。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

ウ 歯・口腔の健康づくりの推進（保：地域保健課）

- ① 乳幼児の時から生涯にわたって歯を大切にする8020運動を推進します。
- ② 歯科口腔保健における食育を推進します。
- ③ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。

エ 生活習慣病の予防と改善（保：地域保健課）

- ① 市町村や医療保険者等と連携し、特定健康診査、特定保健指導の充実に努めます。
- ② 職域と連携し、生活習慣病の予防の取組を実施します。
- ③ 道民健康づくりの日（10/3）などにパネル展等を開催し、生活習慣病の予防と改善について、普及啓発を推進します。

オ 学校・家庭・地域が連携、協働した食育の推進（教：健康・体育課）

- ① 望ましい生活習慣の育成や食生活に関する指導など、各教科等における食に関する指導の充実に図るための取組を推進します。
- ② 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど学級担任等による給食指導の充実に図られる取組を推進します。

2 食に関する知識の習得

(1) 食と環境の関係を考え行動する力の習得

ア 食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進

令和3年3月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、道の「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進などの取組を推進します。

- ① 市町村や団体、企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施します。(農：食品政策課、環：消費者安全課)
- ② 道民行動としての定着を図るため、外食や宴会での「食べきりキャンペーン」のほか、家庭や買い物での留意点、賞味期限や消費期限の違いなど、様々な場面において手軽に実践できる具体的な知識や取組の提案などを実施します。(農：食品政策課、保：食品衛生課)
- ③ 飲食店や食品関連事業者等のニーズに応じ、食品ロス削減を推進するため、「どさんこ愛食食べきり運動」の情報発信や、経営改善に向けた相談対応を実施します。(農：食品政策課、経：中小企業課)
- ④ 適切な栄養管理と食に関する指導の充実による学校給食の残食率の改善に向けた取組を推進します。(教：教育・体育課)

イ 3R（スリーアール）の普及啓発活動（環：循環型社会推進課）

- ① 家庭から排出される生ごみを始めとしたごみの排出抑制を促進するため3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発活動を実施します。

ウ 環境教育の推進（環：環境生活課）

- ① 環境問題を身近なものとして受け止め、具体的な環境保全活動の実践に結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムやワークショップなどの人材育成を実施し、環境教育を推進します。

エ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進（農：食品政策課）

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、イメージキャラクターのハタケダ博士&くりんだねを活用し道のホームページや、出前講座、有機農産物等のPR販売会などで普及を図るとともに、料理等の体験教室などを実施します。
- ② 農業や流通団体等から成る北海道クリーン農業推進協議会が実施するセミナーなどの取組に対して支援を行い、クリーン農業とYES! clean表示制度の普及を促進します。

- ③ YES ! clean 農産物や有機農産物の学校給食での利用を促進します。

(2) 地域の食を知り伝える力の習得

ア 農林漁業体験活動の促進、支援

- ① 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。(農：食品政策課)
- ② 都市住民が、農業体験や受入農家と交流するとともに、豊かな自然や食の魅力に触れることで、農業・農村への理解が進み、関係人口となるよう、多様な主体が地域ぐるみで都市住民を受け入れる農村ツーリズムの取組を推進します(農：農村設計課)
- ③ 市町村、団体等が実施する農林漁業体験の取組を支援します。(農：食品政策課)
- ④ 農作業体験や加工体験等により、道民の農業・農村の理解を深める「ふれあいファーム」の活動を支援します。(農：農政課)
- ⑤ 採用1年目の栄養教諭を対象に、農業者宅において、農業体験等を行う研修を実施します。(教：健康・体育課)
- ⑥ 学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などを通じ、道民と地域の生産者との交流を促進します。(水：水産経営課)
- ⑦ 育を息の長い道民運動として展開するため、木育を普及する専門家を育成するとともに、多様な主体との連携による子育て支援と木育・食育に関する普及啓発イベントを開催します(林：森林活用課)
- ⑧ 漁協女性部が地域住民と連携し、協働により取り組んでいる植樹・育樹活動に対して支援します。

イ 研究所における視察の促進(経：食産業振興課)

- ① 地域食品加工技術センターで視察者に対してセンターの取組を説明するとともに、センターが関わった食品製造業者等の取組を紹介します。

ウ 食文化の継承(農：食品政策課)

- ① 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進め、ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介するとともに、食づくり名人と食育推進のネットワークとの連携を図ります。
- ② 伝統的な北海道の食文化の継承を図るため、各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。

(3) 地産地消の意義を知り実践する力の習得

ア 食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進（農：食品政策課）

- ① 地産地消の意義を理解し実践につなげるため、農林漁業者や食品加工業者など多くの人々が支える食のサプライチェーンへの理解を深める取組を推進します。

イ 地産地消の促進（農：食品政策課）

- ① 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。
- ② 高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携し、地元米に関する幅広いPR活動などに取り組みます。（農：農産振興課）
- ③ 消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などにより、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」を進め、地域住民に地元小麦の活用を積極的にPRします。（農：食品政策課、農産振興課）
- ④ 地域の酪農に関する情報や牛乳乳製品を使った料理レシピなどを積極的にSNSで発信するほか、生産者団体や乳業メーカーと連携したPR活動に取り組みます。（農：畜産振興課）
- ⑤ 地域ごとに水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。（水：水産経営課）
- ⑥ きのこ品評会展示会、産地直売会や農業・農村フェスタなどの場を活用してPR活動に取り組みます。（林：林業木材課）

ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実（教：健康・体育課）

- ① 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取組を推進します。
- ② 学校給食に地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の理解と継承につながるよう、食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

(4) 食に関する情報を正しく理解する力の習得

ア 食品表示等に関する法律や制度の普及啓発

- ① 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象に「食品表示制度セミナー」を開催します。(食品表示法) (環：消費者安全課)
- ② 食品表示法、食品衛生法、健康増進法に関するパンフレット等の配布や各種イベント等による啓発活動を進めます(環：消費者安全課、保：地域保健課、食品衛生課)
- ③ 北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度に関するガイドブック等の配布や各種イベント等による啓発活動、「ハサップくん」による啓発を進めます。(保：食品衛生課)
- ④ ヘルシーD o フェアの開催などにより、北海道食品機能性表示制度や制度に基づく認定品のPRを実施します。(経：食産業振興課)
- ⑤ ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品表示の普及啓発を行います。(道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、YES!clean 表示制度、有機 JAS 規格) (農：食品政策課)

イ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進(再掲) (農：食品政策課)

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、イメージキャラクターのハタケダ博士&くりんだねを活用し道のホームページや、出前講座、有機農産物等のPR販売会などで普及を図るとともに、料理等の体験教室などを実施します。
- ② 農業や流通団体等から成る北海道クリーン農業推進協議会が実施するセミナーなどの取組に対して支援を行い、クリーン農業と YES ! clean 表示制度の普及を促進します。
- ③ YES ! clean 農産物や有機農産物の学校給食での利用を促進します。

ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(教：健康・体育課)

- ① 学級担任等と栄養教諭が連携し、献立に使用する食品の産地や栄養に関する情報、献立のねらいを示した献立計画をもとに、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

エ その他食に関する情報の提供

- ① 北海道農業・農村情報誌「confa (コンファ)」の発行などの普及啓発により、農業・農村に対する道民の理解を深める取組を進めます。(農：農政課)
- ② インターネットの活用や水産関係者と連携した出前授業の取組など、水産業や漁村に関する情報提供の充実に努めます。(水：水産経営課)
- ③ メールマガジン、ホームページ、SNS等各種媒体を活用し、食品の持つ栄養や機能性など食に関する様々な情報発信を強化するとともに、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努めます。(農：食品政策課)

- ④ 6月の「食育月間」に食育パネル展の開催などにより、食育の普及啓発を集中的に実施します。(農：食品政策課)
- ⑤ 小学生から中高年までの各世代を対象とした食育に関するDVDを教材用として、学校や食育を実施する団体などに貸し出します。(農：食品政策課)
- ⑥ 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。(農：食品政策課)

3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

(1) 食育を進める人材の育成・活用

ア 栄養教諭や食育の指導者の資質向上（教：健康・体育課）

- ① 栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、初任段階、中堅段階、ベテラン段階などの教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施します。（教：健康・体育課）
- ② 採用1年目の栄養教諭を対象に、農業者宅において、農業体験等を行う研修を実施します。（再掲）（教：健康・体育課）
- ③ 市町村栄養士や在宅栄養士、食生活改善推進員などを対象に、栄養改善に関する研修会を開催します。（保：地域保健課）
- ④ 特定健康診査・特定保健指導従事者を対象に、人材育成のための研修会を開催します。（保：地域保健課）
- ⑤ 保育所、幼稚園等で食育を展開するため、栄養管理や健康管理、食育活動等に関する情報提供を行います。（保：地域保健課）

イ 高等学校における食に関する人材の育成

- ① 農業や水産など食に関する学科を設置する高校において、企業や産業界、大学等と連携し、食に関する知識や技術を習得して地域の課題解決に主体的に取り組むことなどができる人材育成に努めます。（教：高校教育課）

ウ 地域の食育活動を担う人材の育成・活用（農：食品政策課）

- ① 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高める取組を実施します。
- ② 食育に関する専門的な知識や経験を有する人材を北海道食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。
- ③ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進めます。
- ④ 食づくり名人と食育推進ネットワークとの連携を図るとともに、各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。
- ⑤ ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介します。

(2) 食に関わる関係者のネットワーク強化（農：食品政策課）

ア 食育推進ネットワークの強化

- ① 各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人、農業者・漁業者（青年部・女性部）、農業協同組合、漁業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取組を進めます。

イ 地域におけるネットワーク構築の支援

- ① 地域の特性を生かした食育を進めるため、市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築等に対する支援を行います。

ウ 民間団体、事業者と連携した取組の推進

- ① 6月の「食育月間」を中心に、食品事業者などと連携し、啓発活動を実施します。
- ② 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。
(再掲)

(3) 食育を推進する基盤づくり促進

ア 市町村食育推進計画の作成促進（農：食品政策課）

- ① 地域関係者の連携とネットワークの強化を図る上で、市町村による声かけなどきっかけづくりの効果は大きいことから、その基盤となる「市町村食育推進計画」の策定・更新を促進するため、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行います。

イ 食に関する指導の全体計画等の改善・充実

- ① 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、各教科等の年間指導計画と関連付けた食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、栄養教諭を中心に、全教職員が連携・協力した食育推進体制の整備を促進します。
(教：健康・体育課)
- ② 国の「保育所保育指針」に基づき、保育所における食育推進状況について指導監において確認します。(保：子ども政策企画課)

4 数値目標（指標）

指 標（※出典）	現状・年度	目 標
1 健全な食生活の実践		
適正体重を維持している者の割合 ※1 40～64 歳：BMI18.5 以上 25 未満 65 歳以上：BMI20 以上 25 未満		
適切な量の食事をとる者（20 歳以上）※2	野菜の摂取量	
	食塩摂取量	
朝食を毎日食べている小・中学生の割合 ※3	小 6	
	中 3	
健康寿命（日常生活に制限のない期間） ※4		
2 食に関する知識の習得と実践		
食育に関心がある道民の割合 ※5		
食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合 ※5		
新食品を購入する際に国産や地域の食品を選ぶ道民の割合 ※5		
学校給食における地場産物の活用状況（食品数ベース）※6		
3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化		
食育推進ネットワークが主体となる食育の取組件数 ※5		
新食育の取組件数（学校、市町村、団体・ボランティア） ※5		
新食育コーディネーターの派遣件数 ※5		
食育推進計画作成市町村数 ※5		

※1：NDB オープンデータ（厚生労働省）

※2：北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」

※3：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※4：厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣対策の費用効果に関する研究」

※5：北海道農政部調査

※6：北海道教育委員会調査

第5章 計画の推進体制

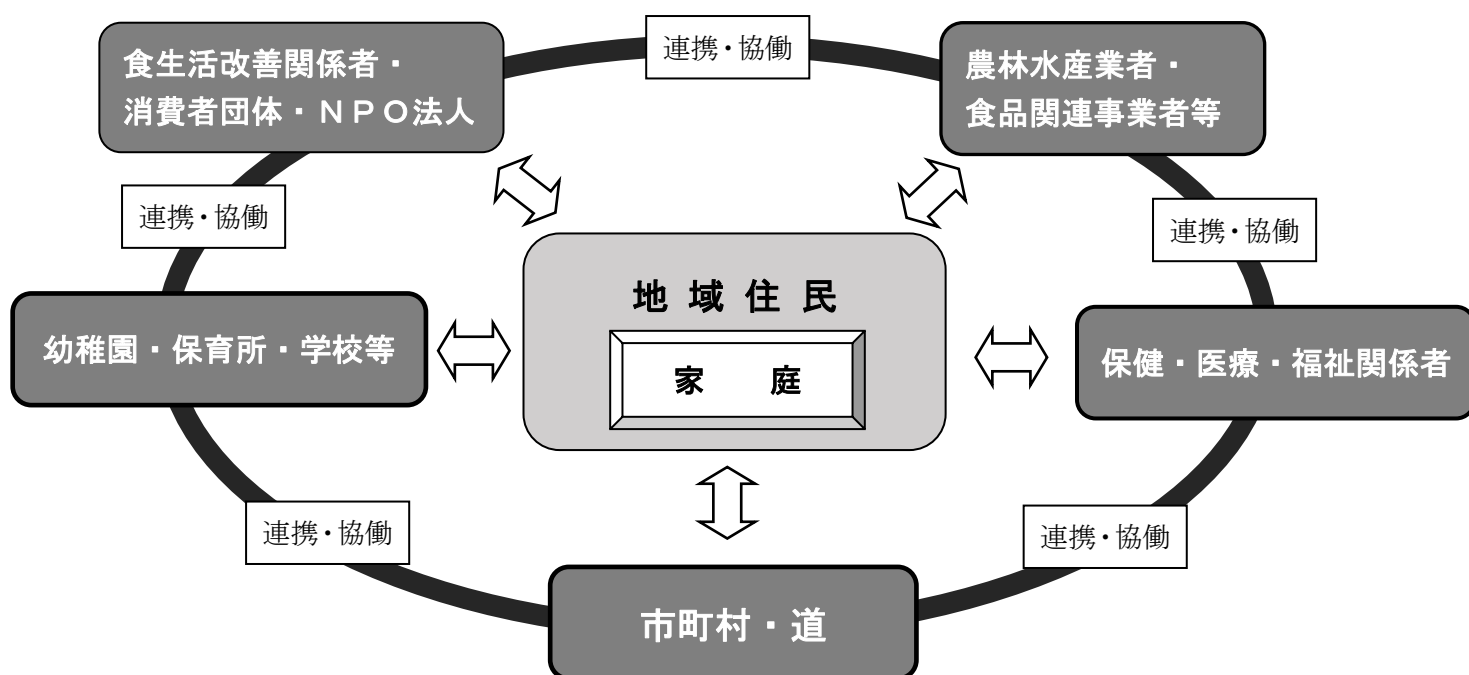
1 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPOなどボランティア団体、食材を提供する生産者など食関連産業、消費者団体など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し、相互に連携・協働しながら、食育の推進に努めるものとします。

- (1) 家庭【対象：主に未成年の子及び保護者】 <食育基本法第13条関連>
- 食生活の基本となる家庭での食育が重要であるとの認識を持ち、子どもの食への関心を高めるとともに、栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践に努めます。
 - 学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加するとともに、食の大切さ、地産地消や「旬」の食品の選び方、調理方法を学び、子どもに伝えるよう努めます。
- (2) 市町村【対象：地域住民】 <食育基本法第10条関連>
- 食育を推進するための基盤となる組織づくりや計画等の策定に努めるとともに、地域の関係者と連携、協働し、地域の特性や伝統を生かした取組の実施に努めます。
 - 地域における食育の組織活動を推進するため、食生活改善推進員等の養成・育成を行うとともに、食育に取り組む地域住民等への支援に努めます。
- (3) 幼稚園・保育所・学校等【対象：児童生徒】 <食育基本法第11条関連>
- 幼稚園や保育所では子どもたちが食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう、食育を推進します。
 - 小中学校等では給食の時間を中心とした特別活動、体育科、家庭科及び総合的な学習の時間等の指導を相互に関連付け、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。
 - 地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育むとともに、地産地消の推進を図るため、学校給食における地場産物の活用を促進します。
- (4) 保健・医療・福祉関係者【対象：地域住民】 <食育基本法第11条関連>
- 食育の重要性について情報提供や普及啓発に努めます。
 - 栄養バランスや生活習慣病と食の関わりなどについて地域での指導に努めます。

- (5) 食生活改善関係者・消費者団体・NPO法人【対象：地域住民】〈食育基本法第13条関連〉
- 食品表示の正しい理解や安全な食品の選び方、調理方法や食文化の継承などについて、地域での指導や相談に努めます。
 - 食育講座や料理教室などの開催を通じて食育の普及啓発に努めます。
- (6) 農林水産業者、食品関連事業者等【対象：地域住民】〈食育基本法第11・13条関連〉
- 多様な体験や見学の機会を提供し、食に関する関心と理解の増進に努めます。
 - 安全で品質の高い食品を提供するとともに、調理方法や栄養バランスなどの情報提供に努めます。
 - 調理体験などを通じて地場産品や地域の伝統食、伝統的な在来種の食材などの魅力を伝えます。

■ 関係者の連携図



2 地域における推進体制

- (1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携して食育に取り組みます。
- (2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進めます。

3 全道的な推進体制

- (1) 食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進めます。
- (2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる「食育推進連絡会議」などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

(参考) 食育の推進体制

